(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
渋川市上白井字上ノ段八六三番一から同市上白井字上ノ段八八三番一まで	前 A	一〇・〇～一九・〇（メートル）	〇・二四六（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 BA	一〇・〇～一五・〇	〇・二四六	
	前 A	一〇・〇～一〇・〇	〇・〇九五	
	後 BA	一〇・〇～一一・五	〇・〇九五	
渋川市上白井字上ノ段八八三番一から同市上白井字笹平八二七番まで	前 A	一〇・〇～一九・〇	〇・二四六	
	後 BA	一〇・〇～四六・五	〇・二二三	
渋川市上白井字笹平八二七番から沼田市岩本町字柿平五二三番九まで	前 A	一〇・〇～一三六・〇	三・〇一二	
	後 BA	一〇・〇～一三六・〇	三・〇一二	
		一一・五～二四二・〇	二・〇五四	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年一月二十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　登録番号

北陸地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人　石川県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	中野　優
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十三年十二月一日

○北陸地方整備局告示第二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年一月二十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　登録番号

北陸地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社　新潟建築確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	五十嵐賢次、鴨居　朋子

(2)　変更年月日

平成二十三年十二月十四日

○近畿地方整備局告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十三日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　二十四号　橋本市市脇三丁目地先から和歌山市田屋地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　阪神ケーブルエンジニアリング株式会社　代表取締役社長　本城　正朗

住所　西宮市上鳴尾町二七番一一

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道二十四号道路管理用通信線等兼用工作物管理協定」及び「一般国道二十四号道路管理用通信線等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十四年一月二十三日から本協定の存続する日まで

○中国地方整備局告示第一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年一月二十三日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　登録番号

中国地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人島根県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	内田　弘

(2)　変更年月日

平成二十四年一月二十日

○中国地方整備局告示第三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年一月二十三日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　登録番号

中国地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人山口県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	倉永　利隆、松村　敏秀
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十四年一月十六日